

不動産売買契約書に関する変更合意書

今般売主 荻野三恵子 (以下「売主」という。)と買主 株式会社 Martial Arts (以下「買主」という。)との間に令和7年10月30日付をもって締結した後記に表示する物件の不動産売買契約書(以下「基本契約書」という。)の一部を下記のとおり変更し、これを証するため本合意書1通を作成し、売主及び買主が署名(記名)押印のうえ、本書を買主が保有し、その写しを売主が保有する。

[売買物件の表示]

(1) 土地

	所 在	地 番	地 目	地積	持分
1	熊谷市中央五丁目	287 番 4	宅地	180.38 m ²	全部
土地面積合計				m ²	
備 考		※上記土地の表示は登記事項証明書記載によります。			

(1) 建物

所 在	熊谷市中央五丁目287番4	家屋番号	287番4
種 類	居宅		
構 造	木造スレートぶき2階建		
床面積	1階 61.27 m ² ・2階 51.34 m ² 延床面積 112.61 m ²		
備 考	上記建物の表示は登記事項証明書記載の通りです。		

1. 特約条項追加事項

- 買主は、売買代金全額の支払いまでに本物件の所有権の移転先となる者(買主を含む)を指定するものとし、売主は本物件の所有権を買主の指定するものに対し、買主の指定及び売買代金全額の支払いを条件として直接移転するものとする。
- 本物件の所有権は、前条の条件成就までは、売主に留保されることを確認する。
- 買主は、売買代金全額の支払いまでに、所有権の移転先に指定した者から、売主に対してする「本物件の所有権の移転を受ける旨の意思表示」をさせるものとし、上記受益の意思表示の受領権限を買主に与えるものとする。
- 売主または買主が前条の受益の意思表示を受けたときは、売主は、買主がそのものに対して負う所有権の移転債務を履行するために、その者に対し本物件の所有権を直接移転するものとする。

2. 基本契約書の内容が、本合意書の内容と抵触する規定がある場合には、本合意書の内容が優先するものとする。

以上

令和8年 / 月 18日

(売 主)

住 所 埼玉県熊谷市衣袋 143-1

氏 名 荻野三恵子 印

(買 主)

東京都知事(1)第105715号

所在地 東京都中野区江原町3丁目34-1

商 号 株式会社 Martial Arts
代表者 代表取締役 長谷川 光 印

宅地建物取引士 埼玉 第070441 小玉 浩之

(仲介業者)

埼玉県本庄市本庄一丁目1番7号

株式会社横尾材木店

代表取締役 横 尾 守

(宅地建物取引士)

埼玉 081948号

塩原 幹太

埼玉県知事(1)第025224号

埼玉県入間市仏子1685番地2JUN 仏子 A1F

東洋建設ホーム株式会社

代表取締役 石井 光静

代表取締役 平山 利一

愛知 049759号

浅岡 伸之